

京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年4月25日

京都市長 門川大作

## 京都市規則第 5 号

京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条第1号に次のように加える。

モ 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）産業集積特別工業地区建築条例  
第4条ただし書

ヤ 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）外環状線等沿道特別用途地区建築条例（以下「外環沿道地区条例」という。）第4条第2項ただし書

第9条第1項第1号中「京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）高度地区」の右に「（以下「高度地区」という。）」を加え、「又は31メートル第3種高度地区」を「、31メートル第5種高度地区、31メートル第6種高度地区又は空間創出型高度地区」に改める。

第12条第1項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 次に掲げる特定共同住宅にあつては、前各号に規定する施設を当該特定共同住宅の敷地のうち外環沿道地区条例第3条第4号に規定する幹線道路境界線からの水平距離が2メートル（ウに掲げるものにあつては、3メートル）以下の範囲内にある部分に設置しないこと。

ア 外環沿道地区条例別表第一種地区の項第1号に該当するもの（同号アⅡのみに該当するものとして同号イの適用を受けるもの及び同項第2号に該当するものを除く。）若しくは同項第3号に該当するもの（同号アⅡのみに該当するものとして同号イの適用を受けるもの及び同項第4号に該当するものを除く。）又は同表第二種地区の項第1号に該当するもの（同項第2号に該当するものを除く。）若しくは同項第3号に該当するもの（同項第4号に該当するものを除く。）

イ その敷地が高度地区において31メートル第8種高度地区に指定されている地区

内にあり、かつ、高度地区の計画書の規定により建築物の高さの最高限度が31メートル（塔屋等（階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分をいう。）の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内であり、かつ、当該塔屋等の高さが4メートルを超えるときは、31メートルからその高さを差し引いて得たものに4メートルを加えたもの。第4項第4号において同じ。）であるもの

ウ その敷地が高度地区において空間創出型高度地区に指定されている地区内にあり、かつ、高度地区の計画書の規定による建築物の高さの最高限度に関する制限の適用を受けないもの

第12条第4項第3号中「前2号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号の次に次の2号を加える。

(3) 外環沿道地区条例別表第一種地区の項第1号に該当する特定共同住宅（同号ア⑦のみに該当するものとして同号イの適用を受けるもの及び同項第2号に該当するものを除く。）又は同項第3号に該当する特定共同住宅（同号ア⑦のみに該当するものとして同号イの適用を受けるもの及び同項第4号に該当するものを除く。）にあつては、1階における特定用途面積（外環沿道地区条例第3条第6号に規定する特定用途面積をいう。以下この号において同じ。）の2分の1（外環沿道地区条例別表第一種地区の項第1号ア④ただし書又は第3号ア④ただし書の規定の適用がある場合にあつては、4分の1）に相当する部分

(4) その敷地が高度地区において31メートル第7種高度地区又は31メートル第8種高度地区に指定されている地区内にあり、かつ、高度地区の計画書の規定により建築物の高さの最高限度が31メートルである特定共同住宅にあつては、1階における特定用途面積の2分の1（当該敷地が高度地区において31メートル第8種高度地区に指定されている地区内にあり、かつ、1階における特定用途面積と2階における特定用途面積の2分の1に相当する面積との合計が1階の床面積（法第52条第1項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない建築物の部分の床面積を除く。）の2分の1以上である場合にあつては、4分の1）に相当する部分

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築指導課)